

能登半島地震に係る被災地の復旧と
被災者の生活再建を求める意見書

2024年1月1日に発生した能登半島地震は、最大震度7を観測し、多くの尊い命が失われ、広い範囲にわたって住宅が損壊するなど甚大な被害が生じている。

このような状況の中、内閣総理大臣を長として設置された能登半島地震非常災害対策本部は、1月25日に「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」を取りまとめ、生活再建、生業再建、災害復旧等に関する緊急対応策を示した。

しかし、被災地では、地盤の隆起・沈下等が発生し、道路の損壊、停電、断水等の生活基盤を支えるインフラが復旧していない地域もあるため、いまだに多くの方が避難生活を余儀なくされており、早期の支援強化が求められている。

また、避難所での生活は、心身の健康への影響が大きく、医療や介護を要する方等の災害関連死につながる恐れもあることから、被災者をホテル・旅館等へ避難させる二次避難に向けた対応も重要である。

被災地に対し、全国各地から支援の手が差し伸べられ、本市からも医療チームや職員の派遣等の支援を行っているが、生活基盤を失った被災地における復旧は容易なことではないため、国や政府による実効性のある対策が不可欠である。

よって、国会及び政府においては、被災地の復旧と被災者の生活再建に向け、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 生活関連インフラの早期復旧に向けた支援をより一層強化すること。
- 2 医療・介護等の支援が必要な被災者について、福祉支援避難所の開設や二次避難所への移送時の配慮、体制強化等の対応を早急を実施すること。
- 3 学びを継続する環境整備のため、学校施設を早期に復旧するとともに、被災児童・生徒の心のケアに必要な措置を早期に実施し、継続すること。
- 4 今回発生した大量の災害廃棄物を生活圏内から早期に撤去し、処理するため、処理施設の確保や必要な費用について、適切な財政措置を講ずること。
- 5 被災者生活再建支援法に基づいて支給される被災者生活再建支援金について、支援対象の拡充と支給額の引き上げに向けた必要な措置を講ずること。
- 6 被災地の復興を加速させるための補助制度の創設・拡充や、地方交付税措置等の財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）3月26日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

（提出者）民主市民連合、公明党、日本共産党及び日本維新の会所属議員全員並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員、大地さっぽろ脇元繁之議員及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員